上小阿仁村立学校における教職員の

働き方改革推進計画

令和８年８月

上小阿仁村教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨と現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．目的・計画期間・計画の位置付け 等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３．目標・具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４．目標に係る進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５．具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６．関係機関との連携と村民の共通理解の醸成　・・・・・・・・・・・・・・・８

１．計画の趣旨と現状・課題

（１）計画の趣旨

国においては、令和７年６月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下､給特法）が一部改正され、令和１１年度までに教育職員の１箇月時間外在校等時間を平均３０時間程度に削減という目標が掲げられており、学校においては働き方改革をより一層進めていくことが求められています。

また、令和７年９月に改正された文部科学大臣が定める指針[1)]では、教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき具体的な措置として、新たに「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務分担の見直しや適正化が図られ、保護者や地域住民等、共に学校教育を支える幅広い関係者の方々との連携の必要性が強調されたところです。

秋田県教育委員会では、令和８年３月に「教職員の働き方改革推進計画」を更新しました。その中で、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれが、主体的に多忙化防止に向けて取り組むことを求めています。

こうした状況を踏まえ、上小阿仁村教育委員会では「上小阿仁村立学校における教職員の働き方改革推進計画」を制定し、保護者や地域住民、関係機関等のご理解とご協力を得ながら、子どもたちの成長に真に必要な教育活動を更に充実させるため、学校における働き方改革に関する取組を着実に実施していきます。

1)「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

（２）上小阿仁小中学校における教職員の多忙状況の実情

令和７年度における上小阿仁村立小中学校教員の時間外在校時間は次のとおりとなっております。本計画のデータは、事務職員・栄養教諭を除く教員のものです。

①教員の時間外在校等時間の状況（令和７年度実績）

【月別の一人当たり時間外在校時間の平均】　（単位：時間）

	04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月	12月	01月	02月	03月
小学校	32h	35h	36h	26h	10h	28h	40h	33h	33h	24h	33h	40h
中学校	32h	37h	42h	25h	8h	31h	39h	30h	29h	22h	30h	28h
全　体	32h	36h	39h	26h	9h	30h	40h	32h	31h	23h	31h	34h

〇小学校の４～３月の月平均　月当たり：３０．８時間／月／１人

〇中学校の４～３月の月平均　月当たり：２９．５時間／月／１人

〇全体：３０．１時間／月／１人

【月別の一人当たり時間外在校時間が４５時間を超えた教員数】　　（単位：人）

	04月	05月	06月	07月	08月	09月	10月	11月	12月	01月	02月	03月
小学校	４	３	４	１	０	１	３	３	２	１	２	４
中学校	１	４	５	１	０	１	３	１	３	１	２	２
全　体	５	７	９	２	０	２	６	４	５	２	４	６

〇月当たり４５時間を超えた小学校教員の年間総計２８人／月（２．８人）
〇月当たり４５時間を超えた中学校教員の年間総計２５人／月（２．１人）
〇全体：５３人／月（４．４人）

【参考　令和７年度までの目標値】
① 時間外在校等時間（休日労働を含む）を、月４５時間以内とする。
② 時間外在校等時間（休日労働を含む）を、年３６０時間以内とする。
③ 村教育委員会として最終退勤時刻の定めは設けていない。

②これまでの取組と課題

村教育委員会では、「教員をサポートする専門スタッフの活用」と「校務効率化に向けたＩＣＴの活用」の２つに力を入れて取組を推進してきました。

「教職員をサポートする専門スタッフの活用」については、学校生活サポート員､小中学校図書室司書及びＩＣＴ支援員を配置しています。

「校務効率化に向けたＩＣＴの活用」については、校務支援システムを導入し、教員の事務的業務や情報共有の効率化を図っています。

令和７年度の月別平均の一人当たりの時間外在校等時間では、小学校で３０．８時間、中学校で２９．５時間と県が示す上限時間を下回っています。しかしながら、校務分掌等の偏りによる業務負担の影響もあり、時間外在校時間等が「１箇月４５時間以内」を上回る教員は特に、教頭、中堅教員において勤務時間が長い傾向にあります。校長のリーダーシップの下、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、業務分担の見直し等が必要です。

また、関係諸機関や地域との連携を図るとともに、教員の勤務状況を保護者や地域住民等、学校を取り巻く多くの方々に知っていただき、共に学校教育を支えていただけるよう、周知に努めます。

２．目的・計画期間・計画の位置付け 等

（１） 計画の目的

教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ります。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施等、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教職員は日々児童生徒と向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは児童生徒の学びを支える教職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な課題となっています。

このため、教育委員会では本計画を策定し、教職員が働きやすい環境の整備、教職員の長時間労働の改善に取り組み、学校教育の質の維持向上を図っております。

（２） 計画期間

令和８年度から令和１１年度まで（４年間）

（３）計画の位置付け、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

・本計画は、上小阿仁村立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、学校に対する支援等について、教育委員会の役割を明らかにするものです。
・本計画は、上小阿仁村ホームページにて公表するとともに、計画に変更があった場合は随時更新を行います。（給特法第８条第３項）
・本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、教育委員会会議での報告を経て上小阿仁村ホームページで公表します。（給特法第８条第４項）
・本計画は、目標の達成状況等の検証や国の動きを踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更等の必要な見直しを行う場合があります。
・本計画の策定や改訂、目標の達成状況、取組状況については、毎年度、総合教育会議に報告（給特法第８条第３項及び第４項）し、村長部局との連携を図り、適切な役割分担の下、取組を推進します。

３．目標・具体的な取組

（１）目指すべき姿

〇子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進

〇教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

（２）上小阿仁村の目標

①令和８年度から、時間外在校等時間（休日労働を含む）を、単月で４５時間以内とする。

②令和１１年度から、時間外在校時間（休日労働を含む）を、月平均３０時間以内とする。

【年度ごとの時間外在校時間の月平均目標】

令和　８年度　４５時間以内

令和　９年度　４０時間以内

令和１０年度　３５時間以内

令和１１年度　３０時間以内

※いずれの年度も繁忙期においては　単月８０時間以内

※月平均は、年度内の６箇月連続した不特定の期間の月平均とする。

４．目標に係る進行管理

（１）校長は、目標の達成状況を確認するために、校務支援システム在校時間記録を職員に記録させる。その際、形式的に時間外在校等時間の上限の範囲にすることや、計画に定める目標を達成することが目的化し、実際の時間外在校時間より短い時間を記録することがあってはならない。また、計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない。

（２）校長は、部活動の活動基準に準拠した活動とするために、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を職員に提出させ承認する。

（３）目標①（単月の時間外勤務上限）を３か月連続して達成できなかった職員に対しては、校長は面談を通して改善のための指導・助言を行う。また、面談結果とその後の対応策について村教育委員会へ報告する。

（４）村教育委員会は、毎月の在校時間記録を集計するとともに、職員個々の在校時間を把握し、在校時間管理を行う。

（５）村教育委員会は、（４）の結果を基に、必要に応じて校長と面談を行い、業務改善のための指導・助言を行う。

（６）村教育委員会は、（４）を基に本目標の達成状況等を検証し、必要に応じて北秋田市教育委員会や校長会との意見交換会を開催して、本目標の改定を行う。

５．具体的な取組

（１）勤務時間管理の徹底と適正な在校時間の設定

・校務支援システムにより勤務時間を管理する。（実施中）

・令和８年度から、最終退勤時刻を、小学校にあっては１９時、中学校にあっては２０時とし、令和１１年度からは、小学校にあっては１８時、中学校にあっては１９時とする。

・最終退勤時刻以降の在校は、児童生徒及び教職員に関わる緊急対応等、校長が特に認めた場合を除き行わない。

（２）学校における業務改善

・学校において業務の改善を進める。

（業務改善の例）
・会議のペーパーレス化や時間設定等による効率化
・日課表の見直しによる放課後の業務時間の確保
・行事の効率化による計画時数の短縮
・年度初めや長期休業期間後の日課工夫による児童生徒及び教員の負担軽減
・ＩＣＴの活用による保護者との連絡業務の負担軽減（保護者の利便性向上）
等

（３）ノー残業デーの設定

・週１回以上のノー残業デーを設定する（指導計画や施設利用等の理由により、一律の設定が困難な場合には、同じ週の中で定時退勤日を設けることも含む）ことで、教職員の定時退勤に対する意識向上を図るよう働き掛ける。

（４）長期休業中の学校閉庁日の設定

・教職員が安心して休養し、心身共にリフレッシュを図ることができるよう、長期休業中に学校閉庁日（統一的に学校業務を停止する日）を設定する。

（５）中学校部活動の活動基準の設定

・活動時間　平日は２時間程度、休日は３時間程度とする。
（指導教員等の準備・片付け等の時間を含まず）

・週２日以上の活動休業日を設ける。
（土・日で１日以上、平日で１日以上とする。）
（大会等でやむを得ず土・日の両日に活動した場合でも週２日以上の休業日は必ず確保する。）

・夏季休業中に１週間以上の連続した休業期間を設ける。

（夏季休業中の「学校閉庁期間」は部活動を休止する。）
（日本中学校体育連盟主催の全国大会に出場する場合は例外とする。）
・村教育委員会は、関係競技団体等と連携し、「北秋田市中学校部活動地域展開推進計画」に基づいて中学校部活動の地域展開を推進する。
・令和１１年度までの期間において、部活動は、複数の職員をもって担当することを原則とし、教員の負担軽減を図る。

（６）ＩＣＴの活用による教材準備及び事務処理の効率化
・校務支援システムの活用により、業務の電子化を引き続き推進する。
・校務支援システム書庫やシェアポイントに各種指導資料を蓄積し、教員が教育資料にアクセスしやすい環境を整える。
・デジタル連絡ツールの活用により、連絡等の業務の負担軽減を図る。

（７）教員以外の人的配置の強化
・教職員をサポートする専門スタッフとして、学校生活サポート員、小中学校図書室司書及びＩＣＴ支援員の配置を継続するとともに、新たに学校サポーターの配置を検討し、教員の負担軽減を図る。

（８）メンタルヘルス対策の実施
・村教育委員会は労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医と連携する。
・校長は職員の状況に留意し、心配な職員には休養や医療機関の受診を勧めるなど健康管理に努める。

（９）地域・関係団体との連携
・文部科学省が示す「学校と教師の業務の３分類」のうち、「学校以外が担うべき業務」について地域・関係団体等と連携して学校の業務改善を図る。
・学校運営協議会との協働により、地域人材の活用を進めることにより、授業の質を高めるとともに、教職員の業務の負担軽減を図る。

６．関係機関との連携と村民の共通理解の醸成

学校の多忙化防止には、村民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠であり、学校が置かれている多忙化の状況や多忙化防止の取組を、村教育委員会から各家庭へ周知する。また、学校においては学校運営協議会やＰＴＡ総会等の機会、学校便り等を活用して説明し、理解、協力を得られるよう努める。

「学校と教師の業務の３分類」とは？　　**＜参考＞**

教員の働き方改革（業務改善）のための３つの業務分類です。

◆学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

②放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難事案への対応

◆教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

⑩校舎の開錠・施錠

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

⑫校内清掃

⑬部活動

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

⑮授業準備

⑯学校評価や成績処理

⑰学校行事の準備・運営

⑱進路指導の準備

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応